

# 後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

## 【対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ 保険料を全額免除
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)~(3)の全てに該当する方  
⇒ 保険料の一部を減額
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込み
  - (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下
  - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下

## 【後期高齢者医療保険料減免額】

後期高齢者医療保険料減免額は、減免対象の保険料額（ $A \times B \div C$ ）に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

### 《減免対象の保険料額（ $A \times B \div C$ ）》

A：世帯の令和3年度後期高齢者医療保険料の合計額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得の合計額

C：世帯の令和2年の所得の合計額（世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額）

### 《所得の合計額に応じた減免割合（D）》

主たる生計維持者の令和2年における所得の合計額

300万円以下の場合：全部（10分の10）                      750万円以下の場合：10分の4

400万円以下の場合：10分の8                                      1,000万円以下の場合：10分の2

550万円以下の場合：10分の6

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

☎お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
福祉課国保医療年金係 ☎ 0164-68-7004(課直通)